

**KOBELCO**  
マルチ解体機  
自動車解体  
エンジン解体  
一般廃棄物



コベルコ建機 電話03-5789-2111

# 日本ELVニュース

End of Life Vehicle

1年6回発行(1月 3月 5月 7月 9月 11月)

発行人 酒井清行  
日本ELVリサイクル機構  
〒105-0004  
東京都港区新橋3-2-2 一美ビル5階  
電話 03-3519-5181  
発行所(業務委託) (株)日刊市況通信社  
大阪 大阪市中央区日本橋1丁目17-20 日本橋丸ビル5階  
本社 電話 06-6631-5651

## 経産・環境両省に要望書提出

### 自り法施行上の問題点6項目を指摘 問題への早急な対策求める

日本ELVリサイクル機構は、経済産業省・環境省に対し、引取業者の行為義務不履行など6項目の自動車リサイクル法施行上の問題点をまとめ、早急な対策を求める「要望書」を提出した。7月8日、酒井代表理事と青木関東西ブロック長が両省を訪問し、担当者に直接要望書を手渡した。(2面に要望書の全文)

自動車解体業界では、自動車リサイクル法施行後、従来なら使用済自動車とされた車輛が中古車として流通するなどの影響で、入庫数が減少し、各社の経営を圧迫するな



宮本経産省自動車リサイクル室長に  
要望書を手渡す酒井代表理事

「極めて深刻な問題」(要望書)となっている。その原因として、引取業者の行為義務不履行など自り法施行上の複数の問題が考えられるとして、E L V機構は早急な対策を両省に求めた。

### 経産省・環境省 取引時の確認事項を通達

経済産業省と環境省は8月9日、各自動車関係団体に対し、2項目からなる「使用済自動車及び中古自動車取引に当たっての確認事項」を通達した。

最終所有者との合意を経ずに、または最終所有者の意志を踏まえ、あるいは自動車の客観的な状況と一切関係なく中古車として引き取ることは、自動車リサイクル法第9条1項(引取業者の引取る義務)に違反することに

的地位の濫用、③オートオークションに関わる問題、④重量税還付手続の簡素化、⑤ユーザーに対する重量税還付の説明が充分になされていない、⑥その他の課題、の6項目にわたって問題を指摘している。

### ◆お知らせ◆

日本ELVリサイクル推進協議会は9月末をもって、全ての活動を有限責任中間法人日本ELVリサイクル機構に移管します。そのため、ELV協議会会員への日本ELVニュースの発送は今月号で終了します。ご了承下さい。ELV機構会員には、引き続き日本ELVニュースを隔月でお届けします。

### 自動車用バッテリー リサイクルシステム再構築へ

自動車用バッテリーのリサイクルシステムの再構築に向けて議論を進めてきた産産・自動車用バッテリーリサイクル検討会(中環審)・自動車用鉛蓄電池リサイクル専門委員会(合同会議)(座長 藤井美文)が、報告書(案)を提出した。

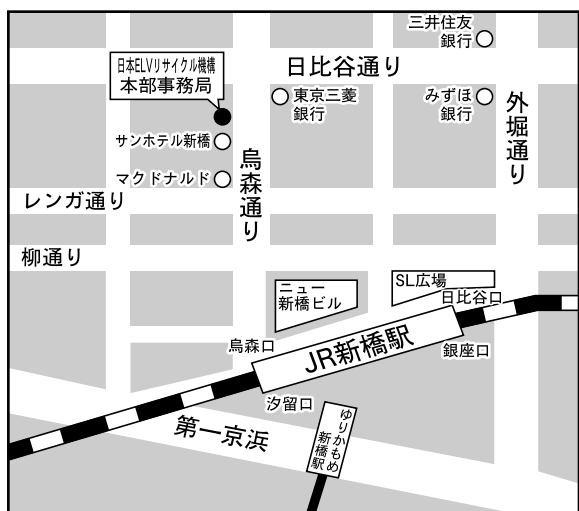
「自動車用バッテリーの回収・リサイクル推進のための方策について」をとりまとめた。資源有効利用促進法を適用し、自動車用バッテリーを指定再資源化製品に指定。電池工業会を中心に構築した回収・再資源化システムの中で、使用済バッテリーの無償回収を実施する。また、バッテリーを産業廃棄物として排出する

場合は、特別管理産業廃棄物となるため、この場合は事業所ごとに特管物管理責任者をおかなければならない。特管物管理責任者の資格要件は、10年以上の実務経験。環境衛生指導員の資格がある場合は、実務経験2年以上。大学・短大・高校などで関係科目を修了している場合は、実務経験2年から7年以上。以上と同等の知識を有すると認められる者(都道府県が定める講習会の修了者等)と定められている。

### 本部事務局を移転しました

このほど本部事務局を東京都港区新橋に移転しました。事務局は多田熱、永澤卓也、佐藤三枝子の3名体制で対応してまいります。

住所 東京都港区新橋3-2-2一美ビル5階  
電話 03-3519-5181 F A X 03-3597-5171



新世代スクラップシャー

**リンデマン**

中・軽量スクラップ処理用

**LIS 500/600**  
シャーシリーズ

切断能力最大  
**600t**

処理能力最大  
**20t/時間**



私たちは  
**ウェステック2005**  
に出展します!

平成17年11月29日(火)~12月2日(金)

@幕張メッセ

**ゴミからステンレスを選別!**



金属(ステンレス)選別装置

メツォ・ミネラルズ・ジャパン株式会社

〒222-0033 横浜市港北区新横浜1-14-11

TEL: 045-476-3930 FAX: 045-476-3933

お問合せ: minerals.info.jp@metso.com URL: www.metsominerals.com





# 要望書

## 自動車リサイクル法施行上の問題点

はじめに

謹啓 平素は自動車再資源化推進及び、中古部品流通促進行政にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて「自動車リサイクル法」が施行され、すでに半年を経過致しました。その間、期待をもって使用済み車の適正処理に邁進、明るい展望が開けるかに見えましたが、私どもを取り巻く環境は予想外の展開を見せ、期待とは裏腹に、極めて深刻な局面を迎えつつあると判断せざるを得ません。

もとより、これらの状況は、新法律制定・施行に単純に伴った結果であるとは考えておりませんが、行政にとっても「予想外」とされる事態発生に対しては、なんとしても行政のご対応を望む以外に無いと思います。

このたび、新法人団体・有限責任中間法人 日本ELVリサイクル機構 設立を機に、私どもを取り巻く状況変化と課題の一端をお知らせ申し上げますとともに、行政による早急なるご対応をお願い申し上げます。

弊団体は発足時1,000会員と国内同業者の半数を満たしてはおりませんが、新たな業界の展望を開いてまいりたいという熱意だけは横溢、業界の先頭に立ち解決の道筋をつけたいものと決意を新たにしているところでございます。

私どもの微意をお汲み取り賜わり、ご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます次第でございます。

謹白

有限責任中間法人 日本ELVリサイクル機構  
代表理事 酒井 清行

### 1. 引取業者の行為義務不履行について

①法第4条の2に「引取業者は、自動車製造業者等と協力し、自動車の再資源化等に係る料金その他の事項について自動車の所有者に周知を図るとともに、自動車の所有者による使用済み自動車の引渡しに円滑に行われるよう努めなければならない」とあり、使用済み自動車をリサイクル法のシステムに導入する重要な役割を担っています。それにもかかわらず、下取り車両が中古車市場で流通しないと判断し、ユーザーもそれに同意した車を引取報告の対象にしないばかりか、リサイクル法の許可を持たない外人バイヤーや解体行為を行っている違法業者に販売しています。引取業者の説明は、あくまでも中古車としての取引であり、売買成立後どう処理されるかは買い手側の責任とすること。リサイクル法の重要な役割を担う引取業者としては、社会的なモラル、遵法精神を著しく欠いた行為であると考えます。

②一般ユーザーからの下取り価格(査定額・買取価格)が、市場で流通する使用済み自動車の価格を下回る場合、その車両は使用済み自動車として扱われるべきだと考えます。平成17年7月1日現在、使用済み自動車の流通価格は1～2万円の間にあります。しかし現状は査定額が千円、百円の車両を、ユーザーにリサイクル料金を負担させなければ中古車という考えで、リサイクル法に定められた扱いをして居りません。ゼロ評価でなければ有価物＝中古車、という廃棄物処理法の判断基準を引きずっていると認められ、重要なのは「使用済み自動車の基準」が明確に示されるべきと考えます。

③環境省・経済産業省は、04年12月21日付けで「自動車リサイクル法におけるリサイクル料金負担の恣意的な転嫁の禁止について」と題する通達を関係事業者に出しておられますが、その2. 自動車の引渡しにおける留意点のなかで、「自動車を中古車として引き渡すのか、使用済み自動車として引き渡すのか、については、当該自動車の所有者の意志に基づき決定されることが基本であるが、これに加えて客観的な事実というも当然に判断材料となると思われる」としています。評価額が、使用済み自動車の流通価格以下、というのはあくまでも客観的な事実であり、よってそのような車を中古車と強弁する余地はないと考えます。仮に、評価がつかない車を中古車と言いつくことを認めれば、自動車リサイクル法のシステムに乗ってくる車は、1台もなくなるという事態が起こりうると思えます。

### 2. 引取業者の優越的地位濫用について

①現行制度では、破砕業者の引取報告があがらないと、解体届・重量税還付手続きに移行できない仕組みのため、新車販売店など引取業者が、解体業者に認められた処理期間120日を無視して、数日から一週間程度での処理を強要しております。某新車販売店は、取引先解体業者に対し、あからさまに「〇〇解体社は1週間で破砕業者の引取報告が出

るが自宅はどうしてそんなに遅いのか?」というように要求し、暗に取引を停止されてしまうのではないかと恐怖心を解体業者に与えています。他の解体業者の証言によると、1日で破砕業者の引取報告が上がる例がある、ということと言われ、新車販売店から同じ期間で処理するよう暗に要求されたとのこと。

### 3. オートオークションに関わる諸問題について

①オートオークションでは、リユースコーナーとかりサイクルコーナーと銘打って競りが行われ、多数の車両が流通していますが、出品される車両のほとんどは、引取業者が中古車として流通しない、と判断した実質使用済み自動車で、これらの出品車が、多くの外人バイヤーを含んだ解体関連業者によって落札されています。ここで落札された車両が、中古車として再登録されていないことは、中古車登録台数が前年同月比を割り続けていることから明らかであります。オートオークションのリユースコーナー、あるいはリサイクルコーナーに出品される車は、あきらかに使用済みとなる車で、オークション会社は、落札された車両の流通・処分について責任を持つべきである、と考えます。最近のデータでは、05年1月から5月までの新車販売台数は、昨年と同じ期間に比べて24,726台増加しており、同期間の中古車登録台数は66,413台減少、となっています。

②某オークション会社のリユースコーナーの出品台数は、同社の報告によると05年度は前年度に比べおよそ2.5倍に伸びており、25万6千台余りになっています。また、同社のホームページによると、リユースコーナーは外国人バイヤーの利用が多く、国内においても部品取り車両としての利用が多い、と報告しています。(外国人バイヤー＝中古車輸出と言いたそうだが、中古車の輸出は前年に比べて増加していないとの情報もある。また中古車輸出は、あくまでも相手国のニーズがあって成立するものであり、今年から自動車リサイクル法がスタートしたから、というこちらの都合だけでは増えたり減ったりしない) 外人バイヤーによって落札された車両は、すべて中古車として輸出されるかのような先入観が蔓延していますが、前述したように、中古車輸出はこちらの都合で増やせるものではなく、あくまでも相手国のニーズがあることが前提であると考えます。

③複数の解体業者が、オークションで仕入れをしている外人バイヤーを含む事業者達は、その車の採算値ぎりぎりでの仕入れのため、リサイクル料金を預託する経済的余裕を残していないことや、許可がないこと、システムに入力するコストが大きいため(許可業者に入力を委託せざるを得ない)などから、自動車リサイクル法に則った処理をせずに部品取りをしている、と証言しています。

### 4. 重量税還付手続きの簡素化について

①破砕業者からの引取報告があがった時点で、重量税の還付請求が可能になるという現在の制度は、引取業者が、解体業者に対して処理期間を短縮するように強要する原因となっており、著しくリサイクル法の機能を阻害する結果となっています。というのも、解体業者において、十分な部品取りの時間が与えられないと、解体業者の役割である、中古部品の有効活用が図れなくなるからです。許可業者である解体業者の引取報告を以て、重量税還付が可能となるように改善をお願い致します。

②自動車リサイクル法のしくみでは、引取業者が、使用済み自動車としての引取報告を上げた後は、中古車としての取扱いがほぼ不可能になっており、まして解体業者が引取報告を上げた後は、その車両が中古車として国内で流通することはありえません。自動車が、国内で再登録されないことが確認された時点で、重量税還付を行っても支障は生じないはずであります。

### 5. ユーザーに対する重量税還付の説明が、充分になされていない

①多くのユーザーは、自動車リサイクル法がスタートしたことを知っており、システムの概要についても大雑把には理解しているように見受けられます。ところが、重量税が還付されることを知っているユーザーは少なく、一部の悪質な引取事業者は、最終ユーザーに返還すべき重量税を、自らの収入としている、との情報があります。特に、評価額が低い車の重量税は、「あくまでも中古車としての取引」と言うタテマエを隠れ蓑に、最終ユーザーに返還されない例が多いのではないかと想像されます。法律施行から半年、課題を見据えた一般へのPRを再度徹底していただきたいと思えます。

### 6. その他の課題

①トラックの輸出業者の中には、輸出先の国で再度組み立てられ、中古車として販売される車両(ノックダウン輸出と呼ぶ)を国内で解体する際には、解体業の許可が不要という認識で業を行っているものがありますが、あきらかに、自動車リサイクル法違反であります。

②また業許可を持たないで解体行為をしている業者がまだまだ見受けられますが、そうした無許可の解体業者から解体車(ガラ)を買い付けるシュレッダー業者がいるとの情報も聞き及んでいるところであり、悪質違法業者には厳罰を持って臨んで戴くようお願いするものであります。

以上

## 自動車リサイクルの新たな潮流… 私たちはリードし続けます。

自動車リサイクル法の施行により、  
自動車の適正なリサイクル処理の義務付けが現実となっています。  
今、その新しい流れの中心で、  
私たちシステムオートパーツグループの社会的な  
存在意義はますます高まっています。

◎システムオートパーツグループは日本ELVリサイクル機構を全面応援しています。

## 加盟店募集中

部品流通ネットワークの統合  
により、共通在庫情報を実現!

部品のお問い合わせ・加盟店参加など  
お気軽にお問い合わせ下さい。 ☎0120-39-3782

国内有力リサイクル部品業団体が結集、共同運用しているJAPRA(ジャブラ)システムにより、部品の調達により厳選された優良高品質なリサイクル部品を供給しています。

システムオートパーツグループ  
本都 千980-0802 宮城県仙台市青葉区二丁目10番20号アルコリスビル2F  
TEL(022)266-0736代 FAX(022)216-3025  
http://www.sap-net.co.jp



# MURITA

## 確かな品質とアイデアでリサイクルの未来を拓く



JOA-QM7459  
環境事業本部



CS Accreditation  
R009



### 50PAL型/廃車・ガサ物用三方締プレス機

株式会社モリタ  
環境事業本部

環境事業本部 〒274-0081 千葉県船橋市小野田町1530番地  
TEL 047-457-8131 FAX 047-457-8133  
東日本営業部 TEL 047-457-8131 FAX 047-457-8133  
西日本営業部 TEL 0729-95-2135 FAX 0729-95-2173

# 中古車輸出の携行扱い廃止

## 輸出抹消登録制度がスタート

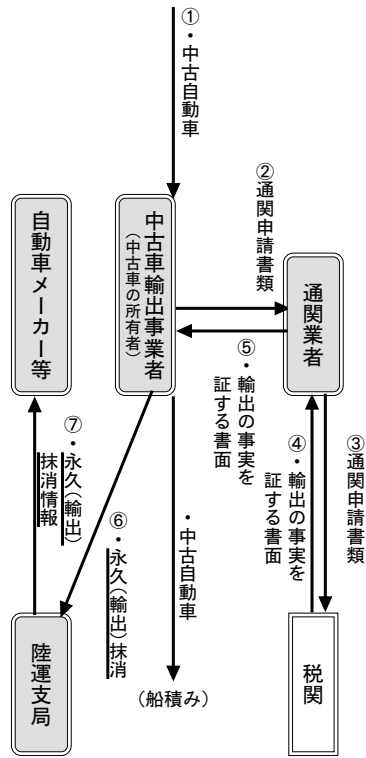
### 通常の関税扱いに一本化

中古車の旅行者持出しは従来、30万円以下の物品につき1人3点まで携行扱いとして認められてきた。しかし、財務省は05年6月16日、自動車リサイクル法施行に伴う輸出抹消登録制度のスタートによって、中古車輸出の携行扱いを廃止すると通達した。

中古車輸出は当初、簡易な「口頭申告」による「旅具通関」が認められていたが、01年7月から盗難車対策のため、車輛の製造番号などを記した「書面申告」に変更となった。

今回は自動車リサイクル法の施行に伴う道路運送車輛法の改正（輸出抹消登録制度の新設）に合わせ7月1日から「自動車等（自動車・二輪車及び原動機付自転車含む）の輸出に係る審査・業務検査」を通常の関税扱いに一本化するとして、「旅具通関」扱いは廃止された（財関第779号）。

具体的には通常の輸出税関と同様に、輸出前に



### 輸出時の抹消登録手続

#### 中古自動車

自動車輸出の場合、事前（輸出する6カ月前から）に運輸支局等に申請（一時抹消登録中の自動車については届出）をして、運輸支局等の発行する輸出抹消仮登録証明書（輸出予定届出証明書）の交付を受け、これを税関に提示して通関を行う。国土交通省は、輸出抹消仮登録証明書（同）の交付を受けた自動車について、税関に対し輸出の事実を確認するための照会をし、輸出の事実の確認をした場合は輸出抹消登録（輸出の記録）を行う。

仮に、輸出抹消仮登録証明書（同）の交付を受けた自動車が発出されず、輸出抹消仮登録証明書（同）の有効期限が切れた場合、当該自動車の所有者は、15日以内に運輸支局等に輸出抹消仮登録証明書（同）を返納しなければならない。

輸出抹消仮登録証明書（同）の返納があった場合は、当該自動車に係る一時抹消登録証明書を交付する（検査対象自動車を除く）。輸出予定日（通関手続）が平成17年6月30日以前の場合、上記手続の必要はない。

## 旧盆休み明け以降に上伸

### 大阪地区の廃車ガラ相場

鉄スクラップ相場は、8月後半から、国内製鋼メーカーの減産や海外メーカーからの引き合いが弱まったことなどから弱含んだ。しかし、9月後半から、東アジアの引き合いが回復し、輸出価格が若干の反発を見せ、国内メーカーも10月以降増産する計画であることから、再び国内市況は強

含む方向にある。大阪地区の廃車ガラ相場は旧盆休み明け以降に持ち上がった。廃車ガラはプレス業者やド持ち込みで、トン当たり50

### 中部地区の廃車ガラ相場

中部地区の自動車スクラップ価格は、8月に鉄スクラップが急騰した後、9月に入って下落したことで値下がりしている。使用済み自動車の回収率はここ数ヶ月間落ち込んでいる。ディーラーや

修理工場から中古車オークションへ流れるなど、解体業者への入荷は3〜4割減少したとの声が多く聞かれる。

足回り相場は鉄スクラップ業者やド持ち込みで、トン当たり1万6、500

### 関東地区

9月中旬時点の廃車ガラ相場のFAS（港渡し）価格は7、000円前後となっている。9月に入って鉄スクラップ価格は大きく変動したが、廃車ガラ相場の輸出価格は比較的安定している模様だ。

シュレッダー業者の仕入価格は1万前後（ダスト引き30%）となっている。電炉メーカーの廃車ガラ購入価格は、全部再資源化コンソーシアム分で1万円中心だ。

ただ、電炉メーカー各社は、鉄スクラップ市況が値下がりしたため原料入荷が好転し、廃車ガラ購入に積極さを欠いている状況だ。

### 鉄スクラップの国内販売・輸出

#### 廃モーターリサイクル

セルモーター ラジエタープレス  
ハーネス 白黒エンジン etc 求む

リサイクル・カンパニー



## 大原商事株式会社

本社 大阪市西淀川区花川2丁目21番12号 大原ビル  
TEL 06-6473-1898(代) FAX 06-6473-5827  
集荷ヤード 大阪港内櫻島埠頭・尼崎港・伊万里港  
海外 韓国・中国

### 高効率化とコスト改善を考慮した

## "タイヨーの自動車プレス"

縦押し型、横押し型等バリエーションが選べる!!  
確かな品質とメンテナンスでお客様の期待にお応えします!!



TKK-3PK300

#### 仕様

- 加圧力 300t
- 投入口寸法 巾2,000×長5,000
- 投入ケース寸法 巾2,000×深1,100×長5,000
- 製品寸法(約) 巾600×高600×長1,200(自由)
- 所要動力 37kw 4P×200V=2台



TAIYO MACHINE & ENGINEERING CO.,LTD.

## 株式会社 太陽機械工作所

本社 大阪市大正区小林西2丁目21番27号 TEL.06(6553)1111(代) FAX.06(6553)2220  
工場 大阪市大正区南恩加島5丁目8番12号 TEL.06(6554)5555(代) FAX.06(6554)6677  
E-Mail taiyoiat@ruby.famille.ne.jp http://www3.famille.ne.jp/~taiyoiat/



# 3Rシステム構築委に参加

## ガラス・プラスチック・ハーネスなど 副産物の処理実態把握へ

関東経済局からの委託を受けた「使用済自動車解体工程から発生する副産物の3Rシステム構築委員会」(委員長・寺西俊一、橋大学大学院経済学研究科教授)は8月29日、第1回委員会を開催した。ELV機構も同委員会

への参加を求められ、酒井清行氏(日本ELVリサイクル機構代表理事)が代表理事として出席した。同委員会は、年間45万トン発生するとされるASR(自動車シュレッダーダスト)の発生抑制を目的に、ASR組成の35%を占めるガラス、プラスチック類、ハーネスのリサイクル・処理実態を把握し、関東地区での3Rリサイクルシステムの構築を目指す。来月3月までに報告書を取りまとめる計画だ。



議案を審議する正・副代表者

### 3Rシステム構築委員会の事業実施計画

- ①副産物のリサイクル・処理実態の把握
- ②副産物のリサイクル技術の概要把握
- ③回収方法、リサイクル委託先に関する検討
- ④副産物の3Rシステムの検討

委員会は、寺西俊一

日本ELVリサイクル機構は8月25日、大阪市淀川区の新大阪シテイプラザで第1回正副代表者会議を開いた。酒井清行代表理事があいさつした後、事務局が①団体別基金の拠出状況②事務所開設準備状況(9月14日に移転し業務開始の予定)を報告した。

## 大阪で正・副代表者会議

つづいて①当法人の基盤(社員団体)の強化策・

## 第2回理事会を開催

来賓招き事務所開きも

ELV機構は9月14日、東京都港区新橋の事務所、第2回理事会を開催した。大阪で開催した正・副代表者会議での議論を受けて、ELV機構

長補佐が出席。自動車リサイクル法施行後8ヶ月が経過した現在でも、法律施行前に引き取られたと称する使用済自動車が増えている問題について、意見を交換した。

## 「大阪自動車リサイクル協組」が発足

### 7月29日に記念式典を開催

大阪自動車解体連盟は法人化し、「大阪自動車リサイクル協同組合」と名称をあらためて再スタートした。

井清行代表理事らの来賓21名、組合員24名が集った。協同組合は、共同購買事業の第一弾として、オイル吸着マットの取り扱いを開始する。会員会社の経費削減、工場美化、作業環境保全が狙い。

新、廃自動車の解体機械など取り扱い品目を増やしていく意向である。

## CLCが10周年記念総会

酒井ELV機構代表が出席

ELV機構会員団体のシライオンズクラブ(CLC、尼岡良夫会長)は、今年創立10周年を迎え、先ごろ福岡市天神の

多目的ホールIMSで記念総会を開催した。酒井ELV機構代表理事も招かれ出席。祝辞とともにELV機構の設立

目的、現状報告を行った。酒井代表は、ELVの在庫不足解消のために、経済産業省、環境省へ提出した「要望書」の効果

が予想以上に行われている可能性に触れ、その根を絶つ施策が必要であることを強調した。

# 廃車ガラ・あき缶・鉄スクラップ・アルミサッシ・廃家電の全てを処理する万能プレス機

## 《ハードプレス21》登場!

これまでのプレス加工では、投入材料によって使用するプレス機を使い分けなければならず、小型プレス機、廃自動車プレス機、三方箱プレス機など、それぞれに設備投資を行っていました。無断、そのためのスペース確保も必要でした。しかし、これからは無駄な投資もスペースも必要ありません。たった一台のプレス機がすべての処理を可能にします。

あき缶から廃車ガラまで、一台で何役もこなす万能タイプのプレス機、それが新発売の「ハードプレス21」です。基礎工事不要の据え置き型で、設備投資を抑え、工事期間もわずか。適隔全自動操作で運転はだれにでも簡単に行えます。生動力には迅速な処理と消費電力コストの削減を両立する50HPを採用し、高いコストパフォーマンスを実現します。

最新のリサイクルシーンを見つめる兼六工業から、ハードプレス21の登場です。ユーザーの期待に応えるマルチな活躍をお確かめください。



## ハードプレス21

期待に応える  
マルチな活躍!



特許2037009号

モデル	ハードプレス21	本体寸法(mm)	6000(W)×5040(H)×9630(D)
モーター出力	50HP	投入ボックス寸法	2000(W)×1300(H)×5000(D)
プレス所要時間	約2分40秒	製品出来上がり(廃車)	2000(W)×650(H)×FREE(D)
処理能力	50~60トン/日	あき缶 アルミサッシ 廃家電	500(W)×650(H)×FREE(D)

株式会社 兼六工業

本社工場 〒334-0075 埼玉県川口市江戸袋2-7-22号 TEL 048-285-0911 FAX 048-285-0914  
金沢工場 〒920-0211 石川県金沢市湊町3-8-11 TEL 0762-37-5323 FAX 0762-37-8416